

<h1 style="margin: 0;">全法労協 だより</h1>	2008年 7月30日 69	内 容
	全国法律関連労組連絡協議会 東京都千代田区鍛冶町2-9-1 協和ビル4階 法律会計特許一般労組気付(〒101-0044) TEL 03-3255-9280 FAX 03-3255-9281 ホームページ http://www.houkan.com/	全法労協第22回定期総会特集 全体討論(発言要旨).....2 分散会討論の報告.....4 第22期役員.....4 総会参加者の声.....4 弁護士会・税理士会などへ申入れ 大阪法律 関連労組9

全国47都道府県に法律・司法関連の労働組合を!

全法労協第22回定期総会を開催

全法労協は7月12~13日、奈良県奈良市の奈良県文化会館において、第22回定期総会を開催し、13都道府県83名が参加しました。

総会は村井秀樹副議長の開会挨拶で始まり、総会議長に川端益恵さん(千葉県法律関連労組)と長畑学さん(奈良法律事務員労組)、同書記に田村陽子さん(同)と植田圭子さん(同)、鈴木威信さん(大阪法律関連労組)を選出し、議事に入りました。

冒頭、幹事会を代表して挨拶に立った吉田光範議長は、構造改革の強行のもとで格差社会と絶対的貧困が急速に拡大してきた実態を告発し、政治の流れを国民本位に変えることが重要と訴えました。

続いて、田辺作次事務局長が議案である「第21期の活動のまとめと第22期の活動方針案」と決算・予算案について、報告・提案を行ったのをうけて、討論に入りました。

1日目の全体討論では19名が発言(2~4頁参照)、2日目は約3時間に亙り4つの分散会に分かれて討論を行いました(4~7頁参照)。

分散会終了後、総会は全体会を再開し、田辺事務局長が討論のまとめを行い、議案を全体の拍手で採択しました。さらに、総会宣言と2つの特別決議(「人間らしく働くルールを確立し、ワーキングプアをなくすため、労働者派遣法を派遣労働者保護法へ抜本改正することを求める決議」、「恒久派兵法に反対し、平和憲法の完全実現を求める決議」)を採択しました。

その後、第22期役員(7頁参照)を選出し、新役員を代表して吉田光範議長が決意表明を行いました。総会は、松田龍治副議長が閉会の挨拶を述べて、閉会しました。

なお、総会には5名の来賓が臨席され、それぞれから激励と連帯の挨拶を受けるとともに、5団体・個人からメッセージが寄せられました。

また、総会の開会に先立ち、6月16日死去した全法労協元議長・関谷邦昭氏を悼み、参加者全員で黙祷を捧げました。



総会に参加されたご来賓

- 藤本卓司様(奈良県弁護士会会長)
- 松岡康毅様(自由法曹団奈良支部長)
- 山田明様(全労連・全国一般副中央執行委員長)
- 新居崎俊之様(法律事務職員全国研修センター筆頭理事)
- 堀江恭子様(法律事務員全国連絡会幹事)

メッセージを寄せられた団体・個人

- 全司法労働組合、全法務省労働組合、日本国民救援会、
- 日本弁護士連合会、仁比聡平参議院議員(日本共産党)

金川 陽子 さん (法律関係特許一般労組)

憲法改悪阻止闘争本部を設置し、憲法問題の取り組みを行っている。フィールドワークとして、横須賀基地見学ツアーを行い、第25条に関連して、宇都宮健児弁護士を講師に「貧困問題と憲法」を考える学習会を開催した。宇都宮弁護士は「人間らしく生活を営む権利が奪われている。自らが勝ち取っていかなくてはいけない」と強調された。

土井 温史 さん (千葉県法律関連労組)

アンケート対話活動の推進のため、組織部を立ちあげた。従来は地裁本庁周辺のみでの訪問活動だったが、今回は船橋や津田沼地域等でも取り組んだ。司法書士事務所へもアンケートを郵送して協力を呼びかけた。

鈴木 亮平 さん (全労連・全国一般神奈川地本 法律合同分会)

アンケート活動は、直接訪問を基本として、昼休みに統一行動を4回行うなどして取り組んでいる。川崎地域では、アンケートをきっかけに昼食会を開催することができ、参加者の半数以上が未組織で、これまでつながりのなかった人だった。今後、裁判所書記官や法テラス職員等と関わりをもちながら対話を広げたい。

島 智穂子 さん (和歌山法律関連労組)

今年結成20周年を迎え、フランス料理店を貸し切って記念パーティーを開催した。アンケートは直接訪問して、63通の回答を得た。昨年の弁護士会役員との懇談では、アンケートの取り組みに役員が興味を示し、要請文書とともに全会員にアンケート結果が配布された。また、身分証明が発行された。

矢部 雄久 さん (福岡法律関連労組)

2008アンケートは、過去最高の198名の回答を得た。法律事務所については、組合員に何かしらの役割を担ってもらって働きかけを行った。司法書士事務所については、県内の事務所に郵送で送付、司法書士のみ抜粋の結果を添付した。弁護士会や地域の法律相談センター、法テラス、公証人役場、執行官室に対しても取り組んだ。

東 展世 さん (奈良法律事務員労組)

8名の弁護士と事務員9名パート1名の法律事務所で「事務所分割」問題をめぐるたたかいが繰り広げられた。組合としては全員の雇用確保を目標にしてたたかい、結果として事務局の団結が強化された。事務所全体の空気の通りがよくなり、意見交換がスムーズになった。

宮本 博子 さん (千葉県法律関連労組)

春闘アンケートにセクハラ問題で2名の声が寄せられたのが出発点となって、2006年5月、弁護士会の交渉でセクハラ防止を取り上げた。セクハラはあってはならないこととして、セクハラ防止に関する規則が制定され、弁護士会がチラシが配布、セクハラ相談員が配置された。組合でポスターを作成・掲示板に掲示、組合もチラシを約400部メールボックスに配布した。

戸田 直志 さん (大阪法律関連労組)

大阪、東京などに事務所をおくローファームで、経営弁護士の対立による独立騒動の中で、大阪事務所の2人の事務員が雇用の継続や東京事務所との労働条件の格差の改善などを要求したところ、拒否回答、大阪事務所の閉鎖、東京事務所への配転命令が一時的にメールで通告された。7月4日にテレビ会議の形式で団体交渉を行った。組合結成に対する報復ではない、誠実な対応をしたい、独立弁護士の事務所での雇用の検討をすることを約束した。引き続き団交



が予定されている。

富田 宏史 さん (京都法律関連労組)

組合員が楽しめる取り組みをと、この間、狂言・能にふれる企画を行い、たいへん好評だった。

弁護士会交渉では、アンケートによって深刻な実態が明らかになったセクハラ問題を取り上げた。対処方法について、全国的な経験・教訓を活かす必要がある。

伊藤 宏明 さん (東海地域法律関連労組)

青年部で学習会や青年層・未組織の人にも参加してもらえる企画をと取り組んでいる。一泊の平和探求ツアーでは、昨年は長野県の無言館、ちひろ美術館に行き、今年は京都の立命館国際平和ミュージアムに行った。京法労の仲間とも交流できた。未組織の仲間とのつながりを大切にしていきたい。

江幡 知美 さん (全労連・全国一般神奈川地本 法律合同分会)

法律合同分会の機関誌「うねり」で各地の組合の紹介を行っている。交流ができてよかったと思っている。「うねり」はカラー印刷で月1回発行している。引き続き、原稿を依頼するのでよろしく願います。

鈴木 威信 さん (大阪法律関連労組)

組合員が100名を越えた。組合主催の労基法の学習会、実務研修会を行うとともにその後の懇親会でも未組織の仲間への声かけを意識して取り組んでいる。文・レク部や青年部、女性部などの専門部も活性化し、いちご狩りや甲子園観戦ツアーなどを行っている。人数が多くなると日常の交流が重要、新しく組合に入ってくれた人をフォローするよう努めたい。組織拡大をしながら力のある組織にしていきたい。

平山 沙織 さん (旭川地方法律関連労組)

組合は現在5人の組合員で、学習会が主な活動となっている。これまで通算80回実施し、アンケートでテーマを募集する中で参加者も増えている。日弁連の認定制度については、情報をもっと伝えて欲しい。受験資格のない2年未満のものにも研修を受けさせてほしい、とにかく勉強したいという要望が強い。

原 弘枝 さん (旭川地方法律関連労組)

ひまわり基金公設事務所で働いている。弁護士と独自に雇用契約、弁護士が変わるために雇用契約が変わる、必ずしも雇用の確保が保障されていないという実態がある。雇用に関して拘束力をもたせるのは難しいというのが弁護士会の見解。法人化により雇用が安定するのは望ましいが、賃金が低く抑えられる可能性もある。良好な職場環境をどうつくっていくか、課題は多い。

北岡 奈々 さん (建交労熊本合同支部 法律分会)

昨春秋、全法労協に加盟した。アンケート結果を興味深く見た。08春闘は、初任給18万円以上を目標にすえ、中途採用者の見直し等も要求したかった。組合員拡大では、10名の事務員がいる職場で、当初1名の組合員が加入、その後、全員が加入をえるなどして15名増えた。

堀切 幸寛 さん (東海地域法律関連労組)

5月の全法労協統一行動をふまえ、6~7月に、弁護士会、司法書誌会、名古屋税理士会、東海税理士会、執行官室、労働局、社会保険事務局へ要請を行っている。税理士会では、中央の要請行動を受け、日税連から各単位会へ通達がなされ、真摯な対応がなされた。執行官室でも数年前に総括執行官制度が確立、雇用関係が一本化するなど、粘り強い取り組みに中で変わりつつある。各地で要請行動を取り組もう。

藤吉 明 さん (京都法律関連労組)

税理士事務所は顧問先によって支えられているが、不況で廃業するところも多く、経済状態もよくない。職員の労働条件も悪くなっている。

6月に近畿、東海、名古屋の各税理士会交渉に行ったが、各単位会に日税連から真摯に対応するように

との文書が出されたようだった。組織があるところは税理士会へ要請を行う必要がある。

増井 健人 さん (大阪法律関連労組)

憲法ミュージカルは、大阪では4~5月に4カ所5公演で5,200人を動員した。慰安婦問題がテーマで、昨年7月に実行委員会が結成され市民100人が参加、スタッフとして多くの組合員が参加した。憲法のメッセージを伝えられたのではないかと思う。

堀江 英文 さん (法律関係特許一般労組)

法会労は08春闘でモデル賃金を基軸としたたたかいを展開している。賃金40代の女性から春闘アンケートに「14年働いて手取り14万。明示されているのは始業、終業時刻と休日のみ。あと5万円ほしい」との声。生活保護基準は20万、それよりも低い賃金実態。組合内でも、26歳で年収で200万円の格差が存在し、40代ではさらに拡大。パート労働者からは、だれを基準にしたかえばいいのかといった声があがった。業界の基準がない、標準的な賃金の確定するたたかひが必要と痛感した。職場任せでないたたかひを発展させたい。

***** 分散会討論の報告 *****

第1分散会 「弁護士会交渉、業務研修の共同」

(座長：村井秀樹・土井寛憲、参加：9地域15名)

冒頭、村井座長が第1分散会の趣旨等を説明し、参加者より順番に自己紹介を兼ねて、各地の取組状況を報告してもらいました。

東京では、3つ弁護士会が存在し、それぞれに対して要請をしており、それぞれの弁護士会で受け止め方に温度差があること、東京弁護士会からは、各会員宛に労働条件に関する文書が出されたことが報告されました。また、中央研修を弁護士会館のクレオで行うことが決まっているが、入りきらないことが予想されるため、要請の中でその対策を求めていることについて紹介がありました。

大阪では、年1回は要請行動をやっており、今年も6月25日に行ったことが報告されました。弁護士会側の役員は高齢の人が多く、申入書は字が大きく目立つもので、読みやすいものにしたことが紹介されました。また、今回の申し入れの中で、会長が事務職員認定制度について「画期的な制度だ」と評価し、事務職員の希望アンケートに取り組むと明言されたことが紹介されました。業務研修の関係では、大阪弁護士会に設置されている「パラリーガル常設委員会」へ参与員という形で事務労働者が関わり、業務研修の取組に事務職員の声が届くような仕組みを作っていることが報告されました。

京都でも毎年弁護士会交渉は行っており、今年は7月8日に行われたことが報告されました。毎回の交渉で注意していることは、必ず法律事務職員のおかれている実態を申入書等で知らせるようにしているということでした。以前京都では公設事務所開設に伴い3人の事務職員が解雇された事件があり、その際の教訓から、事前協議の場と位置付けて取り組んでいるということです。事務職員能力認定制度に関しては、京都弁護士会には情報が入っていないらしく、懇談の際、弁護士会役員は驚いていたことが紹介されました。単位弁護士会での研修については、受講用件のチェック体制をどうやって作るかなど、「検討させて欲しい」との返答で、すぐには開始できない模様であることが報告されました。

神戸からも特別に報告をしてもらいました。それによると、事務員会の取組として弁護士会との交渉の報告がなされました。研修に関する日弁連アンケートは、申し入れ後即各事務所にFAXされており、前向きに取り組んでいること、事務員会側から2年未満の職員にも研修を受けさせて欲しい点を要望したことなどが報告されました。

奈良県弁護士会は、現在初級、中級の研修をやっており、さらに倫理研修を労働組合として要望したことが報告されました。併せて、事務員証の充実などを要望しているそうです。

旭川では、組合が出来てまだ間がないので、弁護士会交渉はそれほど回数を重ねているわけではないが、毎年取り組んでいる事、今年は法律事務所に勤務する事務職員向けの健康診断を弁護士会で行うこと、事務職員能力認定制度の確立にあわせて、旭川弁護士会としても業務研修を行うことなどを要望していることが報告されました。また、中退協のチラシを弁護士会の許可を取って、弁護士会に設置されている各事務所宛

のレターケースに配ったところ、1カ所中退協に加入するという成果がうまれました。一方で、公設事務所の労働条件向上を求めたところ、「あまり条件を上げると、弁護士が来なくなる」と後ろ向きの回答がなされたとの報告もありました。この問題については、公設事務所は全国に存在するので、全法労協としても何らかの対応が必要となると思われます。

神奈川では、弁護士会との懇談の歴史は古く、それを通じて労働保険の事務組合が弁護士会に作られたり、事務職員向けの業務研修を行うようになりました。10年ほど前までは年1回の懇談でしたが、1回では何も決まらないことが多く、もっと回数を増やした方が良いということになり、昨年は5回の懇談を行ったと報告されました。また、近年では、新旧理事者と労働組合で引き継ぎ会をやるようにしているそうです。また、労働条件に関する文書なども、弁護士会任せでは埒があかないので、労働組合で文案を作り、それを懇談の席で弁護士会側に交付し、弁護士会として文書を出すように要請しているとのことです。日弁連研修については、弁護士会側は「事務方の手が回らない」という理由でライブ研修が出来なかったとのことで、また理事者が認定制度についてあまりよく知らないようなので、その辺の対策を強化する必要があるとの報告がなされました。

福岡では、毎年7月に弁護士会との懇談がなされているとの報告がありました。今年の懇談では組合からの要望はあまり入れられなかったとのことで、また統一研修に否定的な見解の持ち主が現在福岡県弁護士の副会長をやっているとのことで、日弁連アンケートにも取り組まないという姿勢であることが報告されました。

千葉では、ここ数年、弁護士会交渉には執行委員全員で行くようにしていると報告されました。セクハラ防止規定について3年越しの交渉で成立させた成果や、研修委員会の充実を求めて交渉を重ね、今年から体制が強化されたことが報告されました。

東海地域では、今のところ年1回の弁護士会交渉を行っているが、毎年弁護士会側の役員が替わるので、同じ事の繰り返しとなるため、横浜のように年に何回かやらないと成果が残せないと報告されました。今年の交渉では、事務員証の充実、日弁連研修について、弁護士とベテラン事務局が質問を受けられるような形でやって欲しい点などを要望したことが報告されました。

続いて、各地の報告を受けた形でフリートークとなり、弁護士会側にどう引き継ぎをさせるか、認定制度についてどの様にして理解させ、研修の取組を行わせるかなど、今後私たちが法律事務職員の職の確立と地位向上に向けて、引き続き全国各地で運動を進めていくことの重要性が話し合われました。

研修制度については、中央研修自体が内容的にはまだまだ充実させる必要があること、各地の弁護士会で温度差が相当あり、大阪は年25コマの研修にするなど進んでいる弁護士会もあれば、研修に全く取り組んでいない弁護士会も存在し、この差を水準の高い方で統一していくことが、これまで私たちの掲げてきた要求に合致しており、引き続き研修制度確立に向けた運動を継続していくことの重要性が明らかとなりました。

第2分散会 「アンケート対話運動、未組織労働者の組織化、労働運動の運営」

(座長：小島秀也・鈴木亮平，参加：9地域16名)

前半は、アンケート対話運動を中心とした各地の取り組みの経験を交流しました。

各地のニュースや前年のアンケート結果など独自の宣伝物を用意して、足を運んでのアンケート対話や、目標を設定した回収活動、さらに、担当者を配置して電話かけをしたり、企画や学習会のお知らせ等しながら組合の姿を知らせることで回収に努めている経験などが話されました。

また、司法書士事務所への訪問をしたこと、アンケート依頼、回収、そして、結果のお知らせなど何度も足を運んでいること、年休をとり行動日を設定して取り組みをしていること、そして、弁護士不在の午前9～10時くらいの時間帯に訪問しているなどの各地の経験が出されました。

一方、毎年の積み重ねが大きな力になっているものの、今後、力もちのベテランがいなくなることで、これまでの蓄積を若い人たちがどう受け継ぐかということや、アンケートの回収数が伸び悩んでいることなども率直に交流されました。

すべての組合員からの回収という点では、アンケートに限らず、日常的に目的意識をもって組合活動への参加・結集をしてもらえるような取り組みが大切であるという問題意識が出されました。また、組織化という問題では、未組織の事務員さんを名前で把握する努力や、学習会や企画、さらには食事会などへの呼びかけをするなかで、つながりをひろげている経験が交流されました。

今回、熊本から初参加の北岡さんから「組合に入るといことは弁護士と敵対するつもりか」ということを言われた経験や、「弁護士会との懇談はどのように取り組むのか」「組合費やホームページの活用」等について聞きたいという質問が出されましたので、後半は、それらについての交流がなされました。

長年の関係づくりにより、弁護士会に掲示板や回収箱を設置してもらい、それを通じて組合の活動を紹介している一方、アンケート対話運動は直接の訪問活動を重視していることなどが出されました。

また、それぞれの組合費の額や、執行委員会、例会、専門部など日常的な組合活動についての交流がなされました。その中で、役員のなり手がいないとか、役割分担をどのようにするかなどの点で苦労している様子が出されました。

さらに、労働相談が寄せられるなかで組合員を増やす経験はあっても、直接そういうつながりがない人に対していかに労働組合の意義や魅力を知ってもらい、加入してもらうかということの努力や苦労が語られました。

そういう意味では、企画する側がやっていて楽しい取り組みをすること、また、遊びながら闘うという姿勢で、楽しく活動している組合の顔が見える取り組みが大切ではないかとの話しが出されました。

このように、今後とも各地の経験に学びながら仲間作りをしていこうということで終了しました。

第3分散会 「賃金・労働条件・職場の様々な問題(1)」

(座長:大畠 仁・末 尚美,参加:8地域17名)

第3分散会は、「賃金・労働条件・職場の様々な問題点」について、つまり、「何でも」ありの経験交流でした。

まず、同じ事務所内での正規・非正規労働者の問題について意見交換をしました。非正規の事務職員(パート・アルバイトなど)の割合は増えており、組合として非正規事務職員の組織化や、権利を守るためにどのように関わっていけばよいのか悩んでいるという意見がだされ、各地の現状などを報告しあいました。

また、入所数ヶ月という新人さんからは「自分の時間も欲しいし、組合費も負担。組合を辞めたいなあと思っていた」という実に正直な気持ちが語られました。しかし、その新人さんは、総会に参加して、各地の報告を聞いていくうちに、「組合活動が必要なんだということがわかった、参加してよかった、地元に戻ってもがんばります。」と力強く述べられ、一同ホッと胸を撫で下ろす場面もありました。

新人さんの、自分の時間も欲しいという悩みについては、趣味に時間を使うことが悪いのではなくて、「やはり仲間を信頼して、自分のことを知ってもらい、お互いに励まし合える関係を作ることによって、自分の時間を作れるのではないか。」というアドバイスがされ、そこでも組合の良さを感じました。

他にも事務所のセキュリティ対策や、メンタルヘルスなどについての悩みを交流しました。

事務所内に格差を持ち込まないためにどうすればよいか。自分は何故組合に入って活動しているのか。「組合活動」の本質をちゃんと伝えられているのか。安心して働ける職場を作るためにはどうすればよいか。「職場」としてのルールをどのように確立するのか。

問題は沢山ありますが、どんな問題もみんなで解決できることを感じる事ができたし、新人さんの「がんばります!」の一言に、参加者全員が元気をもらった分散会でした。

第4分散会 「賃金・労働条件・環境や職場の様々な問題(2)」

(座長:松田龍治・吉田真平,参加:10地域17名)

主に賃金および査定、高齢者雇用延長問題、残業の問題の3つのテーマについて討論を行いました。

賃金の問題では、千葉からは、退職金の算定基準となる賃金が低いと、適正な水準を定める賃金体系があればいいと思うとの発言。また、神奈川からは、職場内でも在職年数によって賃上げに格差が生じているため、賃金モデルがあれば不公平感など軽減されるのではないかと、との発言がされました。東京では、一昨年の春闘から組合で賃金モデル案を作成し、今春闘にはこれに生活実態を加味してモデルを賃上げ要求の基本とするたたかいを提起しました。組合員全てがこの要求方式というまで至らないものの、モデルに近づけるため賃上額に配慮がされるなど一定の成果をあげる職場も出ているとの報告がされています。また、福岡でも組合のモデル賃金案を組合外にも公表して、賃上げ要求の参考に供する取り組みをしているとの報告がされました。北海道でも東京を参考にモデル賃金を作成したことが報告されました。

参加者からは、同一労働同一賃金を基本とすれば、賃金モデルによる賃上げや賃金格差是正の要求の組み

方が、職場内での格差や不公平感を和らげることの効果が期待されるとの意見が出されました。また一方で、年齢だけで賃金額を統一する要求への不満が出るおそれもあるのではないかと危惧の声もありました。このため、組合員間の丁寧で十分な議論が必要であるが、賃金モデルがそれぞれの年代に応じた生活の基準要求であることを考えれば、世代や経験、担当する業務内容に関わりなく、労働者の生活要求として一致できるのではないかと、との意見が出されました。さらには、既に労働者への賃金査定が導入されている職場でも、使用者側の評価だけで、賃上げ格差を作ることで労働者間の不団結を生むおそれのある制度を無力化するたかひにつなげられるのではないかと、との意見が出されました。査定給については、組織の人間関係をも悪化させるという事例も報告されました。

高齢者雇用延長問題については、再雇用後賃金が大幅に下がるという厳しい状況も報告されました。雇用延長の基本は定年前の労働条件をできるだけ引き継ぎつつ65歳まで全員の雇用を確保することであり、定年引上や廃止も視野に入れて求めていくことです。間近に定年を控えている参加者からは、定年を延長して現状の給料・待遇を維持すべきという訴えもありました。

残業代・残業制度については、担当制をとっている事務所では、担当する弁護士によって業務量・残業に大きな偏りが生じる問題があります(奈良からの報告)。また名古屋からの報告のように、長時間の残業が常態化している職場もあります。しかしどうやって実際に残業を減らすのか。京都からは、基本は人員を増やして業務のアンバランスを緩和し、全体の残業を減らしていくべきという意見がありました。

今回議論されたどのテーマも、数時間の討論で結論を得るにはあまりにも難しい問題です。しかし、同業種で日々働く全国の仲間が共通の問題を話し合うことで、他地域の取り組みを知り、問題に対する基本的な考え方を再確認できました。奈良の佐野さんがおっしゃった「粘り強くやること、自分の意思を強く持つこと」を基本に、今日の参加者が各地で成果を実践してくれることと思います。

~~~~~ 第22回定期総会で選出された役員 ~~~~~

| 役職    | 氏名   | 所属労組及び役職                       |   |
|-------|------|--------------------------------|---|
| 議長    | 吉田光範 | 全労連・全国一般大阪府本 大阪法律関連労組 副執行委員長   | 再 |
| 副議長   | 村井秀樹 | 東海地域法律関連労組 執行委員長               | 再 |
| 同     | 松田龍治 | 全労連・全国一般埼玉地本 法律会計特許一般労組 埼玉支部長  | 再 |
| 事務局長  | 田辺作次 | 全労連・全国一般東京地本 法律会計特許一般労組 執行委員   | 再 |
| 事務局次長 | 小島秀也 | 千葉県法律関連労組 副執行委員長               | 再 |
| 幹事    | 土井寛憲 | 全労連・全国一般東京地本 法律会計特許一般労組 副執行委員長 | 再 |
| 同     | 鈴木亮平 | 全労連・全国一般神奈川地本 法律合同分会 執行委員      | 再 |
| 同     | 吉田真平 | 全労連・全国一般京都地本 京都法律関連労組 書記長      | 再 |
| 同     | 大畠仁  | 全労連・全国一般大阪府本 大阪法律関連労組 執行委員長    | 再 |
| 同     | 田原隆子 | 奈良法律事務員労組 執行委員長                | 再 |
| 同     | 織部利幸 | 和歌山法律関連労組 執行委員長                | 再 |
| 同     | 末尚美  | 福岡法律関連労組 執行委員                  | 再 |
| 会計監査  | 市川絹子 | 全労連・全国一般神奈川地本 法律合同分会 執行委員      | 再 |

総会参加者の声

旭川の直面している問題、職場のメンタルヘルス、公設事務所、事務職員認定制度問題について発言の機会をいただきありがとうございました。今後、動き出した事務職員認定制度についていろいろな角度から意見交換ができればいいと思います。

私は定期総会に初参加し、「元氣」と「強氣」をもらいました。全体討論で報告があった事務所の分割問題、解雇問題は旭川でも、とって身近な問題であり参考になりました。組合が存在する必要があるのだろうかとよく考えますが(だって、組合に入ってくれる方が全く最近いないんです!! 現在5名・実働4名) 全体討論・懇親会・分散会でいろいろな方のご意見や活動状況を伺い、そんな弱気も吹き飛ばされました。弁護士会への懇談要請や申し入れに毎回びくびくしていますが、今年は、私のなかに定期総会でいただいた「元

気」と「強気」が満ちているうちに、さくさくと懇談要請と申し入れを行います。最後に奈良の組合の皆様、定期総会の準備や実行は大変だったと思います。おつかれさまでした。

(旭川地方法律関連労組 原 弘枝)

\* \* \* \* \*

事務員歴19年にして初めての「全法労協総会」参加

私、長い間法律事務所に勤め働いてきましたが、ここ数年にして初めて執行委員の活動に関わるようになりました。

右も左もわからないウブな執行委員として、三役の方々からのいろいろな呼びかけに少しでも応えていこうと日々努力しているところです。

そして、今回日帰りですが、奈良で行われた「総会」にも参加させていただきました。

正直、この業界の中で占める組合員率は少ないことは確かですが、北は旭川から南は熊本まで組織拡大を着実にすすめ、何よりアンケート活動をする中で事務員たちの切実な願いに応えていこうとコツコツと努力している組合員たちがこんなにいるのか、と感動したのです。

組合としての歴史も、上部団体に加入して全国の幅広い団体と手を結んで運動していくということも経験が浅いにもかかわらず、ちゃんと大きな視点で運動をすすめているところも多々あり、恐るべし全法労協！という感じです。

たった5人ほどの組合の旭川では、機関紙「こまくさ」を旭川管内のほとんどすべての法律事務所に送付していたり、弁護士会に弁護士会主催の健康診断の申し入れをしたりあるいは中退金共済チラシをレターケースに入れる許可を申し入れたりしてます。すごい行動力だと思います。

昨日、別の学習会で「労働組合はいざというときの保険か」という勤労協榎野先生の話をお聴きしました。

その中で労働組合は困ったときに役立つ・・・けど「いざというとき」だけでなく労働組合はいつでも必要、いつでも「いざというとき」ではないか、という話がありました。また、労働相談者には「労働組合は、苦情処理係ではなく、「あなたがたかうところ」なんだと言うそうです。

この学習会で、いつでも必要な労働組合という意識をもちつつ、そういう組合にするために「あなたの力が必要」だと気軽に声かけ対話する活きた組合活動が大切だと思った次第です。

そして、私たちの組合に置き換えてみると、賃上げや有給・生休の保障・人員贈・・・といった目先の実利だけで(もちろん、こういうことも大切ですが)組合活動を語るのではなく、法律事務員全体の地位向上にどれだけ関わってきたか、あるいは国民的な問題をどれだけ手を組んでたたかってきたか、そういう中で組合の存在意義をどれだけ示せるかが大切なんだなあと思うのです。

そういう意味でいくと、弁護士会・税理士会等への申し入れの積み重ねによって弁護士会の「組合」への対応に変化をもたらしたことや

法律事務員認定制度の確立にむけ大きく貢献してきたことなど、大きく運動を前進させてきたと思います。

それを今回、全法労協総会でのみなさんの発言で、実感しました。

最後に、えらいステキな懇親会場を設定していただき、盛り上がるように飛鳥衣装姿で参加者を歓待してくださいました奈良のみなさん、ありがとうございました。

真心のこもったおもてなしで、実はこの日1日の中で一番感動したのが懇親会でした。

全国のあちこちでじみ～に活動している同業の組合の方々への粘り強い活動に励まされた「総会」でした。

(大阪法律関連労組 中村まゆみ)

\* \* \* \* \*

4月からの勤務ですが、職場の先輩に誘われ、初めて参加しました。

定期総会から帰ってきた翌朝、私はいつになく爽快な気分で目覚めました。

それは「組合とは何て人間的な活動なんだろう!」と感ずることができたからです。

個人の利益ではなく全員の利益を考え活動する報告に感動し、また認識を新たにすることができました。

全体会の報告を聞きながら、みんなが望めばそれが現実の世界になるという意味の歌詞があったジョン・レノンの『イマジン』が頭に浮かびました。



私もよりよい世界をイメージし、その実現に向けて行動することの出来る人間になりたいと思いました。そして、一番嬉しかったのは「自分は必要とされているんだ」と感じられたことです。

皆さんの一員になることが出来て、とても光栄に思います。

これからもどうぞ宜しくお願いいたします。

(千葉県法律関連労働組合 高柳 里江)

\* \* \* \* \*

全法労協の第22回総会に参加して

はじめまして。昨年の9月に全法労協に加盟いたしました、建交労熊本合同支部法律分会で書記を務めています北岡奈々です。

今回、加盟して初めての総会ということもあり、分会から総会に代表を送ろう！ということで、分会員から1人1000円の旅費のカンパを集め、参加させてもらいました。代表として送り出してもらったことで、私も「多くのものを得て帰るぞ！」という意気込みで今回の総会に臨みました。

総会は、奈良の暑さに負けず劣らず、活気があり、とても面白いものでした。何より、面白いと思ったのは、全法労協が法律関係の職種に従事する方々が加盟する団体ということで、話を聞いていて、自分の体験から具体的にイメージができたということです。問題事項もとても身近に感じましたし、ためになるお話や、具体的にこんなことをやってみたいというイメージもたくさん湧いてきました。

2日目の分散会では、未組織の組合員の組織化に向けた活動方法や対話運動、組合の運営方法などについて、いろいろと質問させてもらいました。未組織の組合員の組織化については、やはり訪問活動を通じた対話が一番効果があるのではないかということ、またその際に組合員としての名刺があると便利であることなどなど、自分たちだけでは思いつかなかった意見やアイデアをたくさんいただきました。具体的に書くと長くなってしまいうらい、たくさんの収穫がありました。

今回、初めての総会への参加でしたが、全国の同じ職種の方々と、こうしてお話ができる機会を持てたことは、とてもうれしく、時間があるのならばもっとお話したいと思ったほどです。また、皆さんからはたくさん声をかけていただき、たくさんの人脈を得ることもできました。こうやって、同じ職種の方々と全国的なつながりを持って闘っていけることは、本当に心強く素晴らしいことだなぁと実感しております。

まだまだ加盟したばかりで、試行錯誤しているところもありますが、皆さんと一緒に、力強く頑張っていきたいと思っています。今後とも、どうぞよろしく宜しくお願いいたします。

(建交労熊本合同支部法律分会 書記 北岡 奈々)

## 弁護士会・税理士会などへ要請・申し入れ

### 大阪法律関連労組

今期も大阪法律関連労組では、6月19日に、大阪労働局、大阪社会保険事務局、近畿税理士会に、6月25日に大阪弁護士会に申し入れを行いました。19日は大阪法律関連労組から、委員長、副委員長2名、書記長、組合員1名、京都からは京法労委員長、全国一般大阪府本部からも副委員長、書記次長が参加され計8名で力強い要請行動を行いました。また、25日の大阪弁護士会への申し入れではアンケート結果を中心に様々な問題を提起しました。以下、簡単に報告させていただきます。

#### 大阪労働局

大阪労働局からは、要請に添った形でそれぞれの担当者が出席されました(労働基準監督課 労働基準監督官、雇用均等室室長補佐、総務部労働保険適用課課長補佐)。要請の中身は1. 労基法違反の実態をふまえ、関係団体に助言・指導をしてもらいたい、2. 労働保険(労災・雇用)への加入促進、3. 育児・介護休業の啓発宣伝、4. 退職金制度の啓発宣伝、5. セクハラへの指導を強めてほしい、といったものです。

労基法等関係法令の遵守と労働保険の加入については、最重要課題で取り組んでいて労働者の雇用にあたっての「基礎知識パンフレット」も作成し、啓発宣伝活動を進めているとの回答がありました。また、育児・介護休業、セクハラに対する問題については助成金の宣伝や雇用均等室でセクハラ相談に日常的にのれる体制をとっているとのこと。退職制度については中小企業退職金共済制度について市民コーナーにパンフレットを常時備え付けるなどして宣伝に努めているとの回答がありました。

#### 大阪社会保険事務局

大阪社会保険事務局へは 1. 法律・司法関連業種の社会保険強制適用、2. 社会保険任意包括加入の簡素化・宣伝啓発、3. 法人化した法律関連事業所への社会保険加入調査、未加入法人への指導、4. 年金加入履歴調査と情報の開示、を要請しました。

残念ながら社会保険事務局の回答は例年どおり消極的なものでしたが、中には前進した回答がありました。社会保険の強制適用については上部機関へ報告するという消極的な回答でしたが、任意包括加入については手続きが簡素化され、必要書類も「任意包括加入申請書・労働者の同意書・事業主住民票」に原則統一されたとの説明を受けました。

また、年金の履歴調査については全力を傾けるとのことです。なお、年金の調査で他のことまで手が回らない状況であるということも説明を受けました。

#### 近畿税理士会

近畿税理士会の申し入れでは事務局長のみが対応されました。

組合側からは、今回で申し入れも 8 回を数えるが、以前からの要請事項を検討してもらえたのか回答を求めるとともに、この間、組合によせられた相談(突然理由も明確もせず懲戒解雇を言い渡された事例等)及び、アンケートに基づく実態を紹介し、同じ法律司法関連職場として、労働関係諸法規の遵守、周知徹底、啓発指導等、税理士会側としても、申し入れに対応した何らかの対応をしてほしい旨強く要望しました。

それに対し、税理士会側は、「事務局長としてはみなさんと同じ立場なので、申し入れの趣旨は理解できる」としながらも、例年通り総務部長を通じて専務理事へ申し伝えるという回答にとどまりました。しかし懇談の中で、「大阪のみですが〃10 土業連絡協議会〃がという会があり、理事者だけでなく事務局長としても交流が今後あっていいと考えている。大阪弁護士会の岩本事務局長も存じている」との発言もあり、組合側からもぜひそうした場を設けてほしい旨伝えました。

以上のとおり、19 日は 3 団体への要請にとどまりましたが、直接関係団体と会って、意見を交換することで、お互いの立場、問題を把握でき、理解を深め、私たち労働者がかかえる様々な問題解決の糸口になること、そのためにも今後もこうした活動を継続することの必要性を強く感じることできた統一行動となりました。

#### 大阪弁護士会

大阪弁護士会からは、大阪弁護士会からは、平川敏彦・藤原誠両副会長と岩本吉男事務局長が対応してくれました。

組合側から、先日行った大阪労働局でのやりとりや、アンケート結果に基づいた資料を呈示し、アンケートの声を紹介しながら、労働条件について話をしました。対応された副会長らは、信じられないという顔をされていましたが、まだ労基法も守られていない職場があることを理解してもらい、昨年同様、労働条件の啓発ビラを A 3 二つ折りで発行してもらうことを約束しました。

セクハラの問題について、引き続き第三者機関での相談窓口の設置を申し入れましたが、これについては、従来どおり、弁護士会で対応するというものでした。併せて、事例として増えてきているパワハラの問題についても規則の網をかけて欲しいと申し入れたところ、これについては、労働委員会の方で、検討課題として上がっているの、そちらで検討していきますとのことでした。

また、身分証明書の件では、昨年からの継続議題である事務員の住所の記載については、弁護士が証明する形式の身分証明のためだと考えているが、今後、どのようなものにするのがいいのかと併せて、議論していくので、実際に、今使っている身分証明書の不具合なども含めて、報告をして欲しい、その上で様子を見ながら考えたいとの回答でした。

そして、この日のホットな話題であった「事務職員能力認定制度」について、大阪弁護士会として、どのように対応するのかについて確認しました。しかし、話題がホットすぎて、対応された副会長達も、数日前に聞いたばかりで、会長がいいことだということを発表されていたとの話はありましたが、具体的には、何も決まっていないという回答でした。そしてこの件については、業務改革委員会の方で対応をするとのことでした。しかし、制度として、既に具体化を図る段階にきているので、少なくとも事務職員に知らせる行動を弁護士会としてとって欲しいと要請し、月報が何かで知らせる方向を確認しました。

今行っている弁護士会の研修についても、弁護士会のホームページを活用して、レジメや研修日程をアップしてもらえるように申し入れしました。

今年も、「継続は力なり」を痛感する要請行動でした。来年も頑張ります!! 毎回、同じコトを粘り強く要請し、少しずつ、前進を勝ち取り、気づいたら一歩も二歩も前進しているという腰の据わった運動をしていきたいと思えます。